

鳥取市宇倍野財産区管理会遠距離等通学費(市立小・中学生)補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市宇倍野財産区管理会遠距離等通学費（市立小・中学生）補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、遠距離等の要因により、バスにより通学する鳥取市立小学校の児童又は鳥取市立中学校の生徒（国府町に在住する者に限る。以下「児童等」という。）の保護者に対し、その通学費用を補助することにより、当該保護者の負担を軽減することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) バス定期券購入事業（鳥取市遠距離等通学費補助金（平成22年4月1日制定）の対象となるもの）
- (2) バス定期券購入事業（鳥取市遠距離等通学費補助金の対象とならないもの（中学生に限る。））

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、児童等の保護者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費は、バスで通学するための定期券購入費とする。ただし、仕入控除税額（消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額）を除く。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、次の表に掲げる区分に応じて、同表の算定方法に定めるところにより算定し、予算の範囲内で交付する。

区分	算定方法	摘要
第3条第1号に掲げる事業	12月分を限度として、児童等1人につき、定期券の購入額から鳥取市遠距離等通学費補助金を控除した額に30%を乗じて得た額（10円未満切捨て）	定期券の紛失、盗難等による再購入に対する再度の補助は認めない。
第3条第2号に掲げる事業	12月分を限度として、中学生1人につき、定期券の購入額から別表に定める額を控除して得た額と、別表に定める額に30%を乗じて得た額を合計した額（10円未満切捨て）	定期券の紛失、盗難等による再購入に対する再度の補助は認めない。

(交付申請)

- 第7条 本補助金に係る事業は規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合するものとする。
- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長が別に定める日までに通学する小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）を通じ、市長に提出しなければならない。
- 3 仕入控除税額が明らかでないときは、第5条の規定にかかわらず仕入控除税額を含む補助対象経費の額の範囲内で交付申請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、仕入控除税額を含む額の範囲で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 5 申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が交付決定控除税額を超える時は、速やかに市長に報告し、その返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(着手届の提出)

- 第8条 本補助金に係る補助事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告書の提出)

- 第9条 本補助金に係る補助事業は、規則第12条ただし書に規定する補助事業等とし、同条に定める補助事業等実績報告書の提出は要しないものとする。

(委任)

- 第10条 学校長に次に掲げる事項を委任する。
- (1) バス定期券購入者集計表（様式第2号）の作成
- (2) 児童等の通学の実態及び家族状況の把握

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

教育委員会補助後負担相当額	月数分	1 月分	4, 8 6 0 円
		複数月分	上記の額に購入した月数を乗じて得た額
	端数分	1～10 日間分	1, 6 2 0 円
		11～20 日間分	3, 2 4 0 円
		21 日～ 1 月間分	4, 8 6 0 円
備考 1 月以上の通用期間がある定期券を購入し、当該通用期間に 1 月未満の端数日数が生じる場合は、当該端数日数に応じて端数分の額を加算するものとする。			

年 月 日

様

申請人
住 所
氏 名

補助金等交付申請書兼請求書

鳥取市宇倍野財産区管理会遠距離等通学費(市立小・中学生)補助金の交付を受けたいので、下記のとおり鳥取市補助金等交付規則第 4 条の規定により申請します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。また、補助金の受領は日ノ丸自動車株式会社 代表取締役委任します。

記

- 1 補助事業等の名称 バス定期券購入事業
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 交付決定額 金 円
- 3 添付書類
バス定期券購入者集計表（様式第 2 号）
- 4 振込先 補助金が交付決定された場合は、下記口座へ振り込んでください。

銀 行 名	支 店 名	口座種別	口 座 番 号
フリガナ 口座名義人			

☐ 私は、免税事業者であり消費税の確定申告の義務はありません。

様式第 2 号（第 7 条、10 条関係）

バス定期券購入者集計表

No.	学年	児童生徒 氏名	フリガ ナ	取引 コード	保護者氏名	住所	停留所		第何子	単価	定期券		教育委員 会助成額	補助金 請求額	引換 場所	取引済 印	通用 期間
							自宅側	学校側			定価	販売額					
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
合計																	